

平成27年度

ごみ減量及び適正処理に関する事業所アンケート

集計結果報告書

平成28年8月

呉市環境部環境政策課

目 次

1 アンケート集計結果

- (1) 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) ごみ処理及びリサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 事業所のごみ減量及び適正処理・・・・・・・・・・ 14
- (4) ごみ処理等に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (5) まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

2 資料

- (1) アンケート調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (2) アンケート集計結果（実数）・・・・・・・・・・ 22

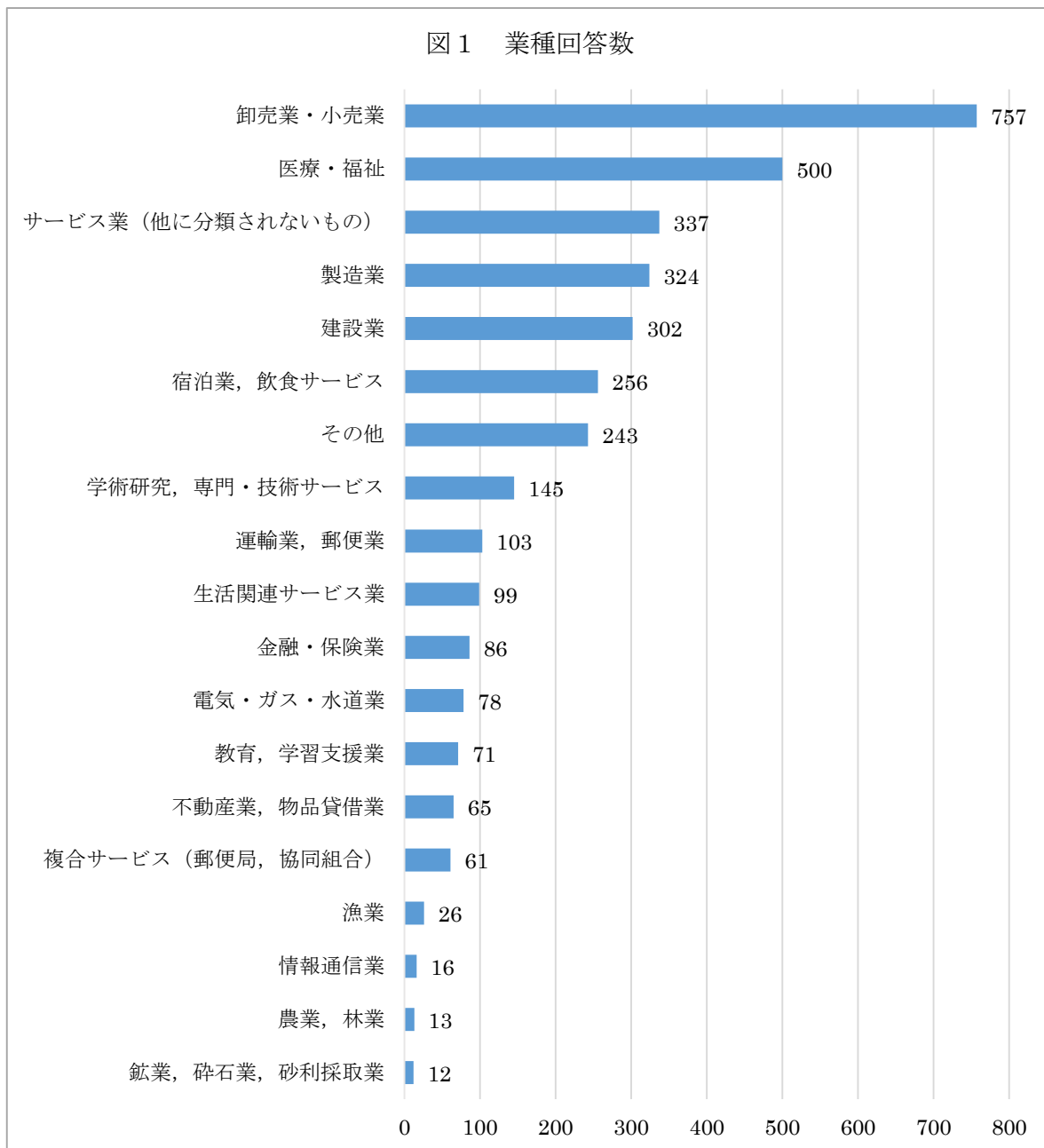
1 アンケート集計結果

(1) 事業所の概要

問1 業種について

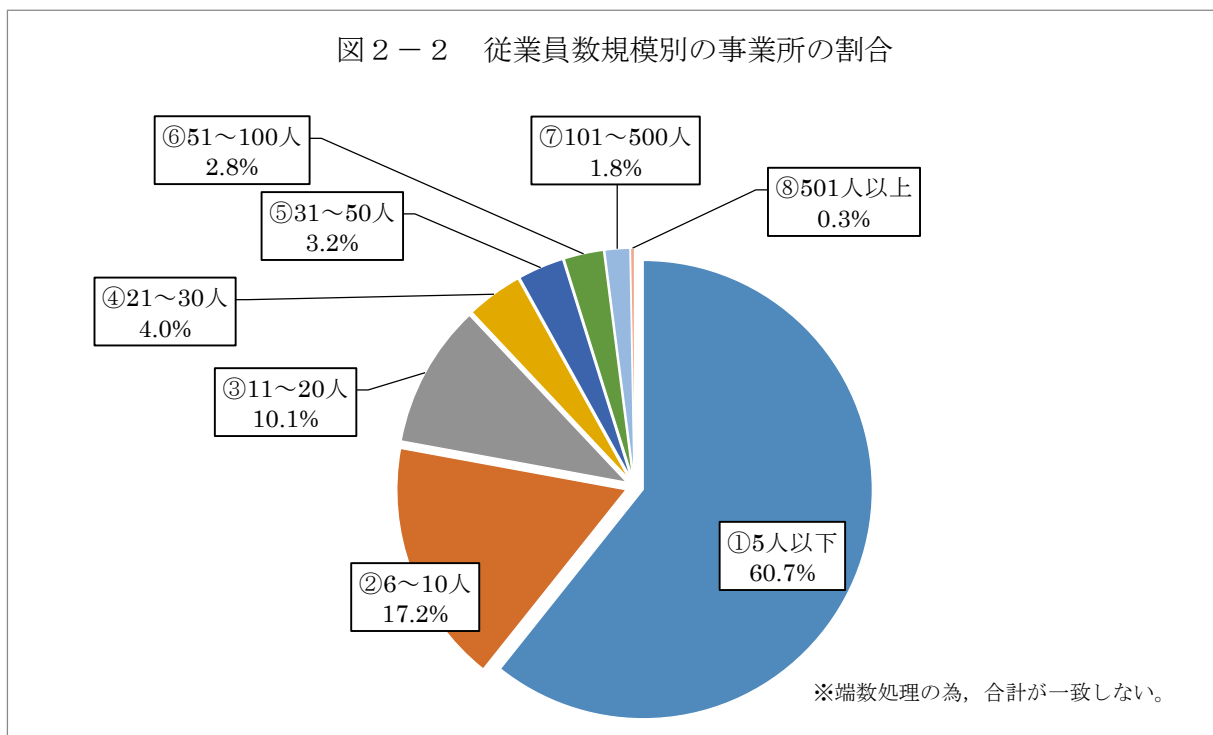
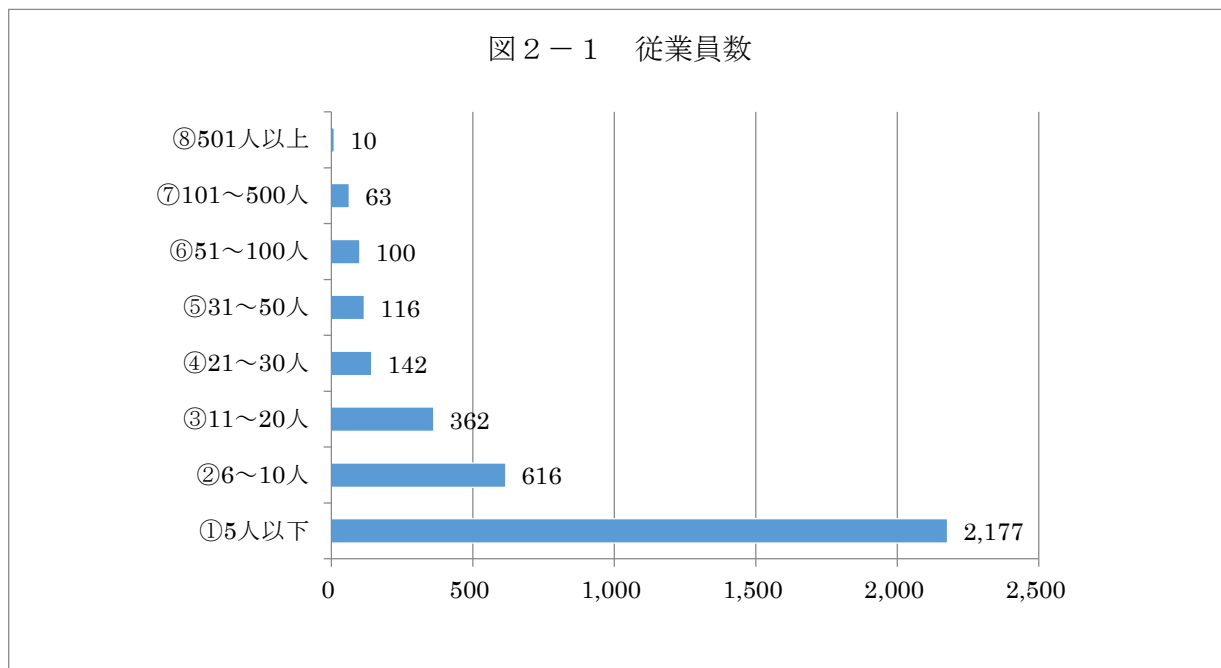
業種については、図1のとおりです。最も多いのが卸売業・小売業（757）で、医療・福祉（500）、サービス業（他に分類されないもの）（337）、製造業（324）、建設業（302）などが続いています。

[有効回答数 3,494 無回答は除外した。]



問2 従業員数について

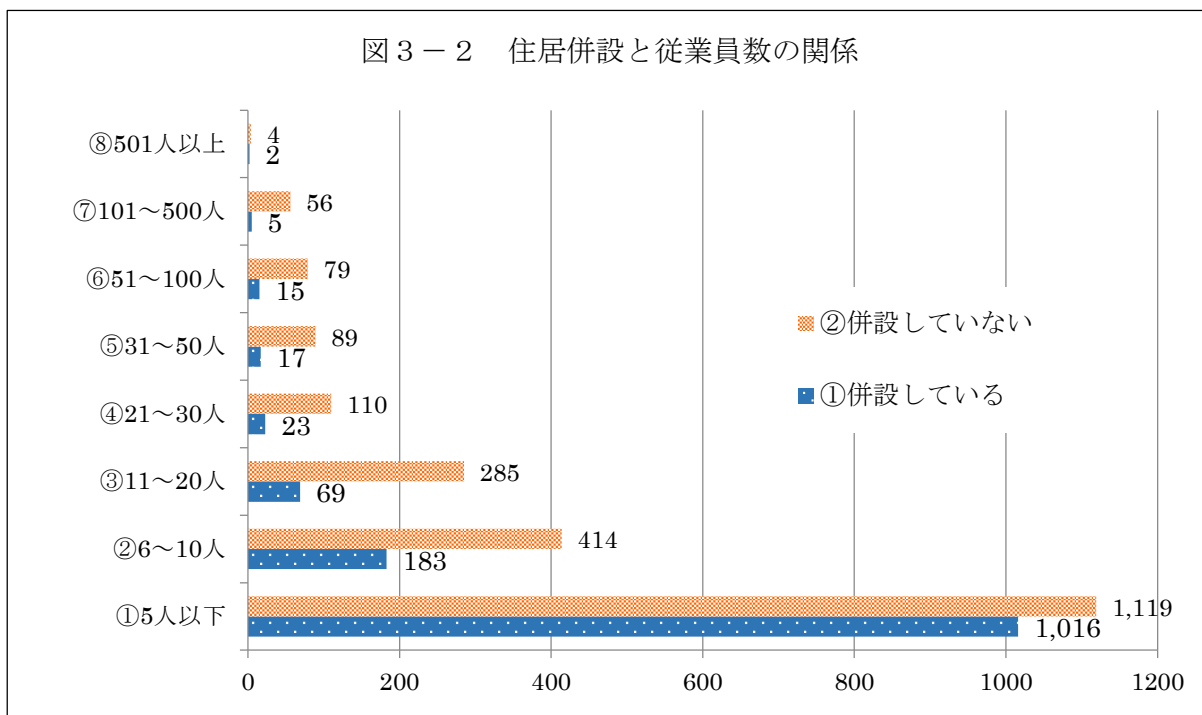
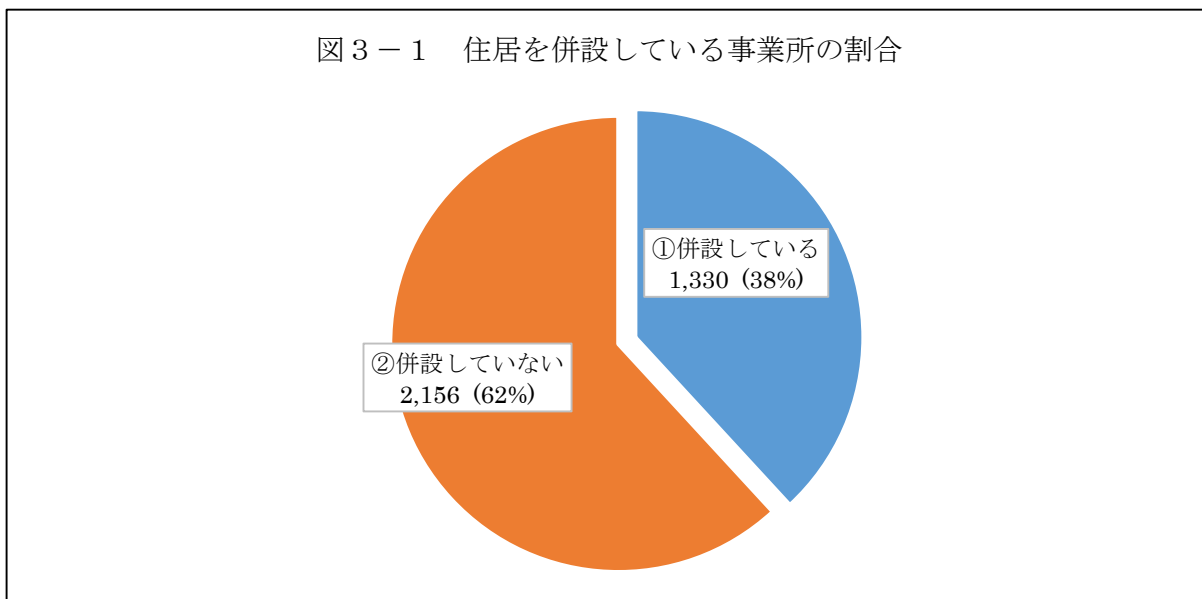
従業員数については、図2-1のとおりです。図2-2から、5人以下の事業所の割合は、全体の60.7%を占めていることがわかります。同様に、10人以下の事業所は77.9%、20人以下の事業所は88%、30人以下の事業所は92%を占めています。
[有効回答数 3,586 無回答は除外した。]



問3 住居の併設について

住居の併設については、図3-1のとおりです。従業員数別の住居を併設している事業所数（図3-2）については、従業員数5人以下の事業所の約半数が「住居を併設している」と回答しています。この設問は、主に住居と事業所が一体となった、個人商店が占めると想定していましたが、全ての区分で「住居併設している」との回答があり、規模の大きい事業所においても、社員寮等が併設されているものと考えられます。

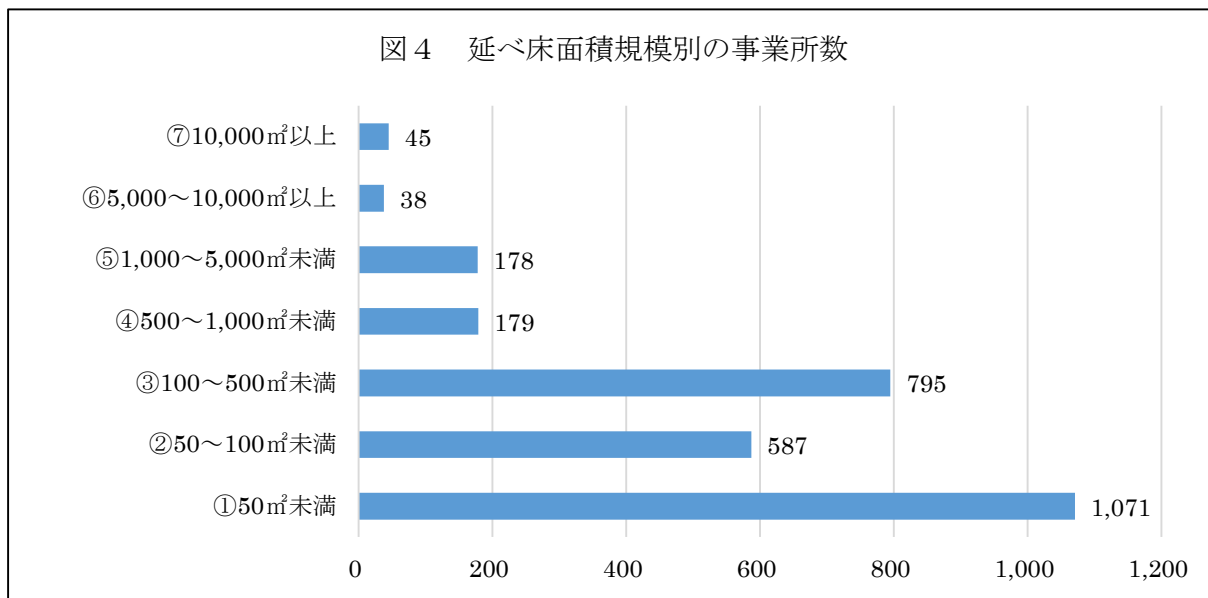
[有効回答数 3,486 無回答は除外した。]



問4 事業所の延べ床面積について

事業所の延べ床面積については、図4のとおりです。なお、図中の①～⑦の区分は、自由記述方式で回答があった面積を任意に分けたものです。

[有効回答数 2,893 無回答は除外した。]



(2) ごみ処理及びリサイクル

問5 1か月に発生するごみの量について

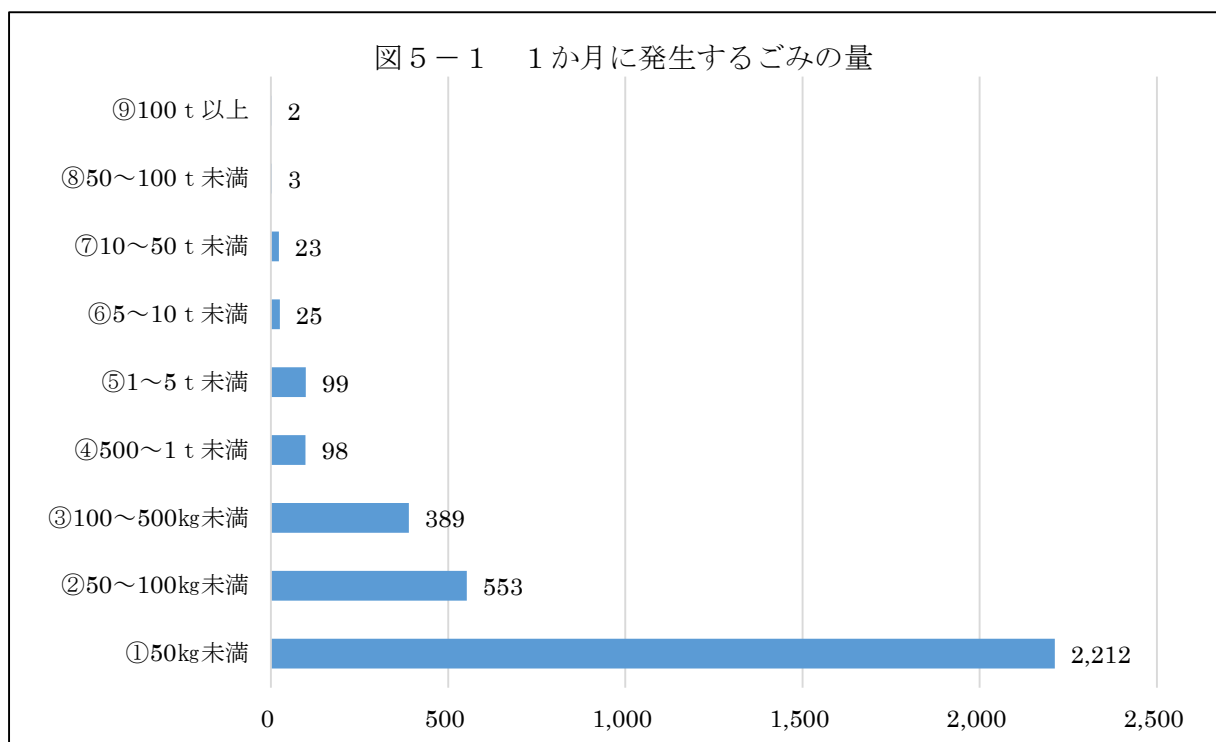
集計の結果、1か月に発生するごみの量については、図5-1のとおりとなりました。50kg未満が最も多く、有効回答事業所数の約6割を占めています。

なお、50kgのごみ量は、45ℓの指定袋で10袋分に相当します。



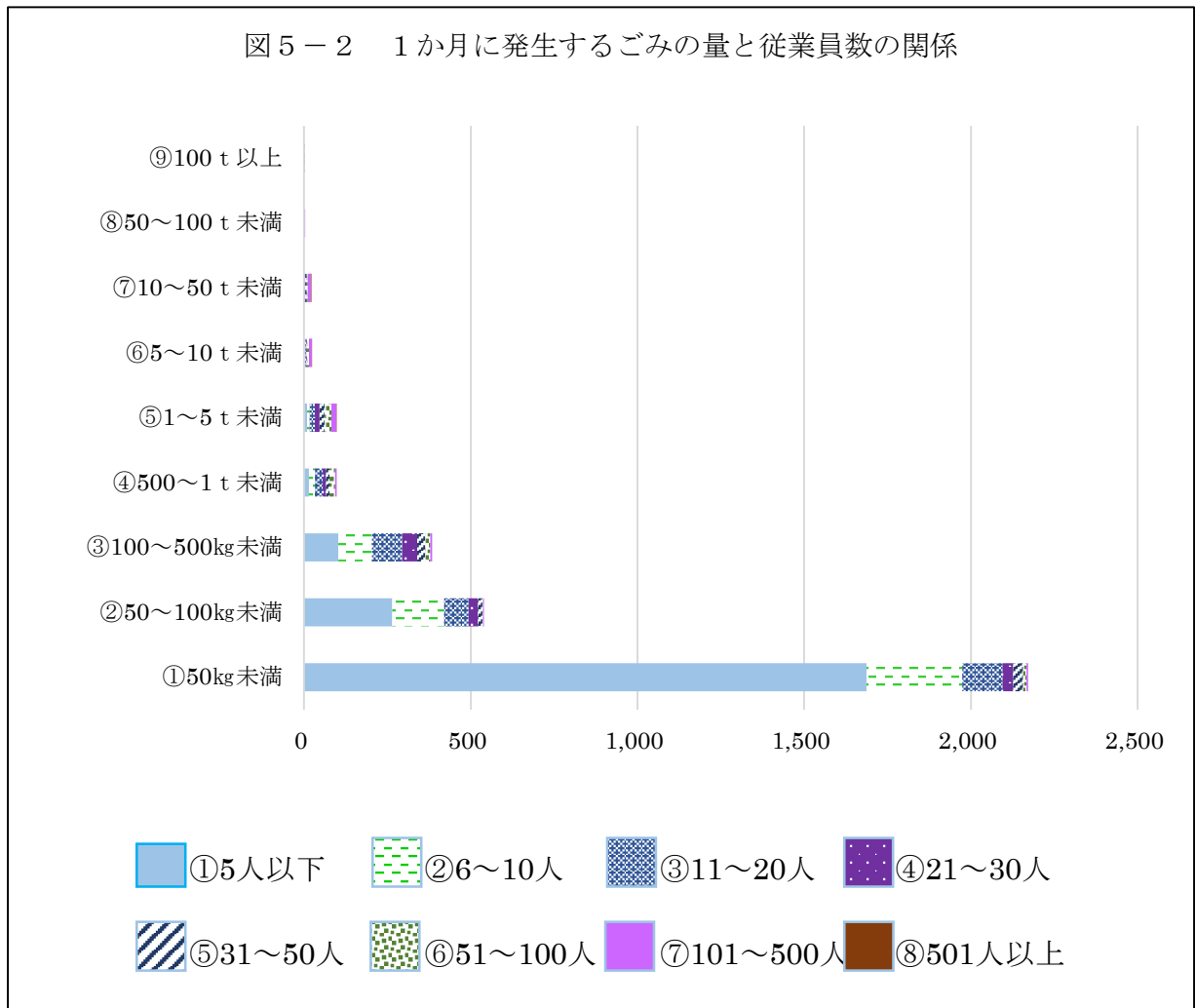
⑧50～100t未満及び⑨100t以上の業種は、製造業（鉄工・造船）、医療・福祉（病院）で、発生するごみの大部分が産業廃棄物と考えられます。⑦10～50t未満の23事業所のうち、上位2業種は、製造業（鉄工・造船・機械）が8事業所、卸売業・小売業（スーパーマーケット）が5事業所であり、⑥5～10t未満の25事業所のうち、上位3業種は製造業（10事業所）、医療・福祉（施設）（5事業所）、卸売業・小売業（スーパーマーケット等）（4事業所）でした。

[有効回答数3,404 無回答は除外した。]



1 か月に発生するごみの量と従業員数の関係については、図5-2のとおりとなりました。

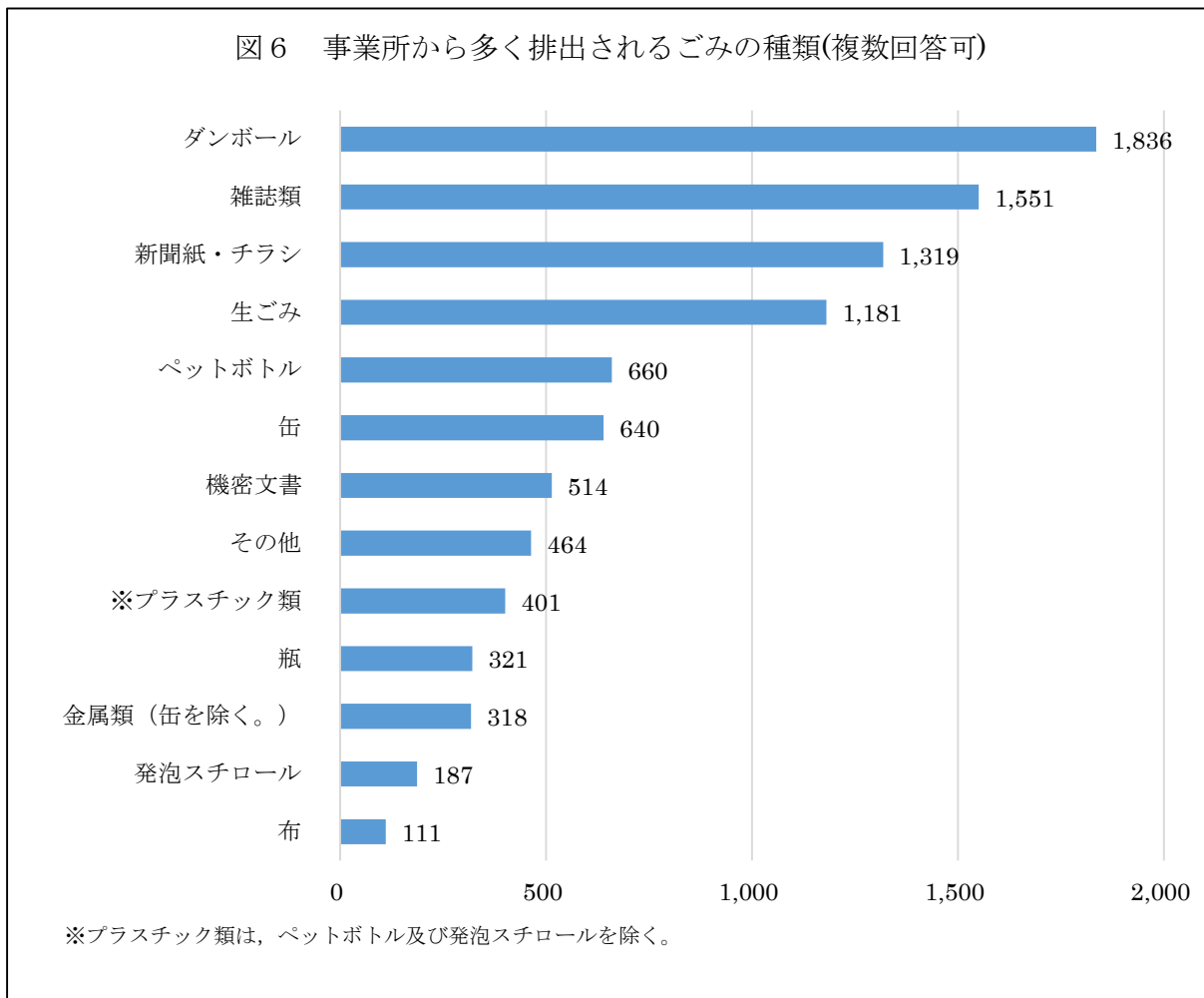
従業員数が多いほどごみの発生量も多いですが、従業員数が5人以下の事業所であっても1か月に1t以上のごみが発生する事業所が11あり、そのうち最も多い業種が建設業（6事業所）でした。反対に、従業員数が21人以上いるにもかかわらず、ごみの発生量が50kg未満の事業所が77あり、そのうち上位3業種は、運輸業・郵便業（10事業所）、製造業（8事業所）、卸売業・小売業（8事業所）でした。



問6 事業所から多く排出されるごみの種類について

事業所から多く排出されるごみの種類について、①～⑬の選択肢の中から主なもの三つを選んでもらったところ、図6のとおりとなりました。ダンボールが最も多く、雑誌類、新聞紙・チラシと、古紙が続いています。なお、その他のごみとしては、紙おむつ、医療廃棄物、紙くず（資源物以外）、落ち葉・剪定枝せんなどの回答が多い結果となりました。

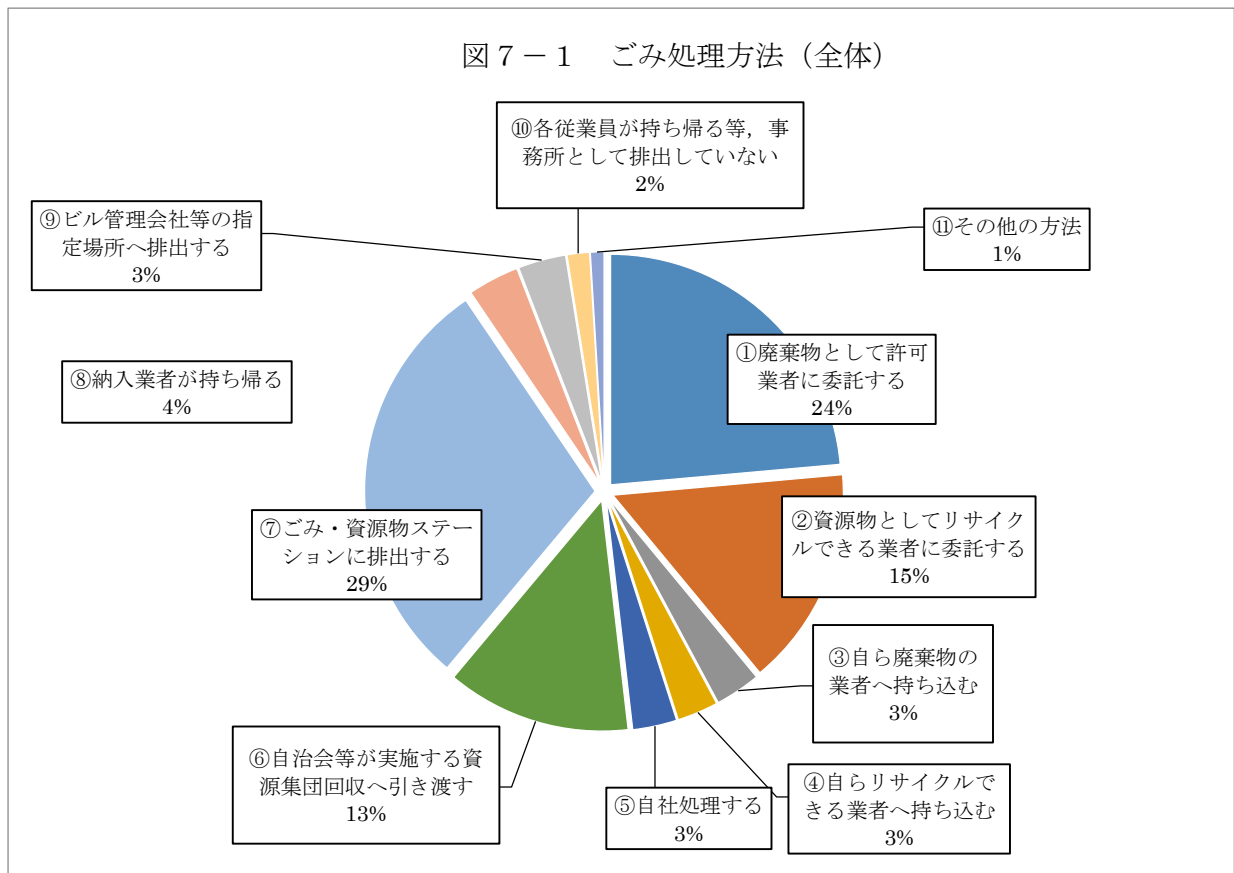
[有効回答数 9,503 無回答は除外した。]



問7 主に発生するごみの処理方法について

主に発生するごみの処理方法について、ごみの種類ごとに選択肢の中から処理方法を選んでもらい、集計しました。図7-1 ごみ処理方法（全体）では、「①廃棄物として許可業者に委託する」、「②資源物としてリサイクルできる業者に委託する」、「⑥自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す」、「⑦ごみ・資源物ステーションに排出する」が多い結果となりました。

[有効回答数 31,349 無回答は除外した。]



次に、図7-2 ごみ処理方法（全体・従業員数別）で見ると、従業員数が多いほど事業ごみの処理方法である「①廃棄物として許可業者に委託する」、「②資源物としてリサイクルできる業者に委託する」が多くなり、従業員数が少なくなるほど家庭ごみの処理方法である「⑥自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す」、「⑦ごみ・資源物ステーションに排出する」が多い結果となりました。

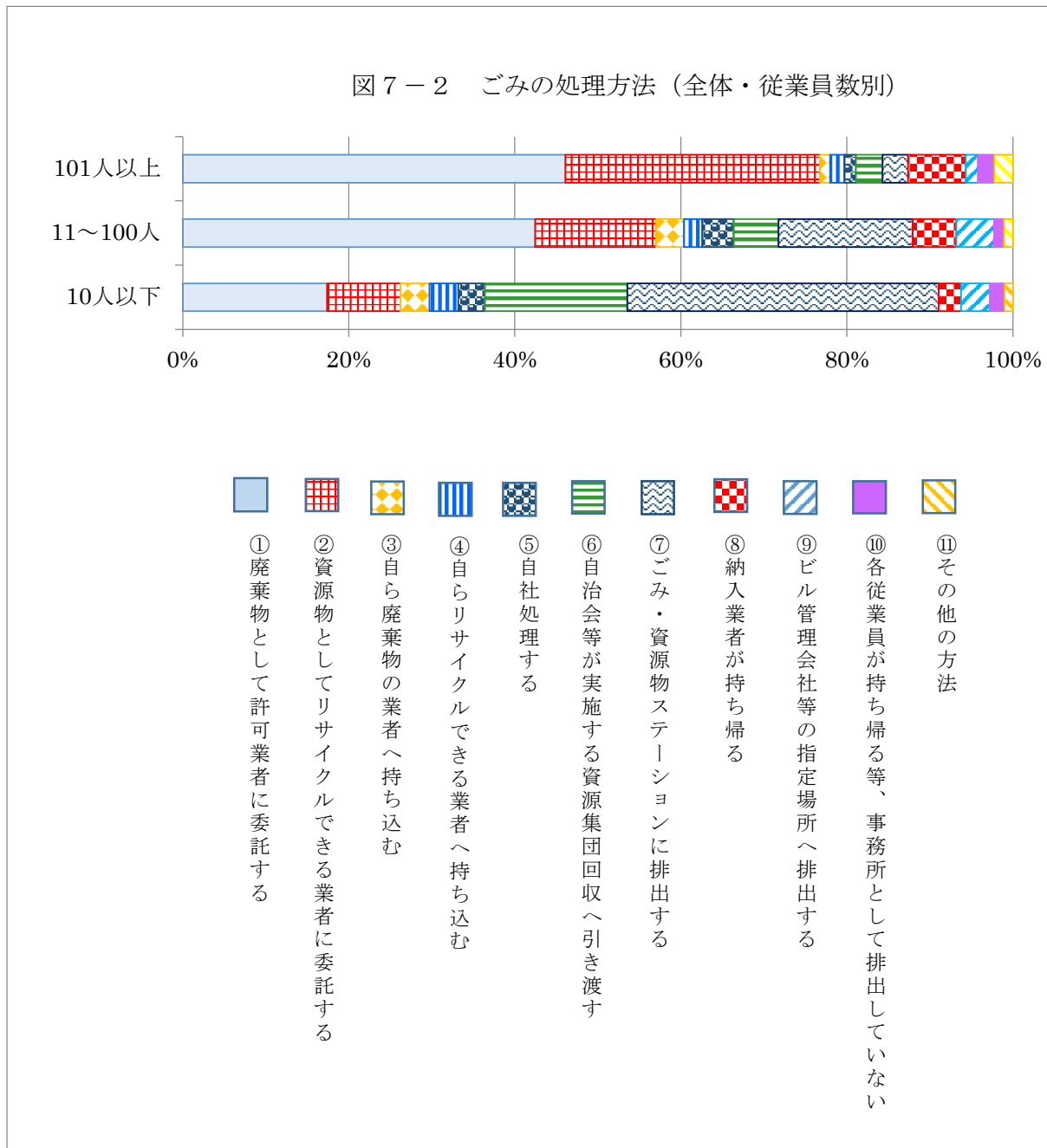
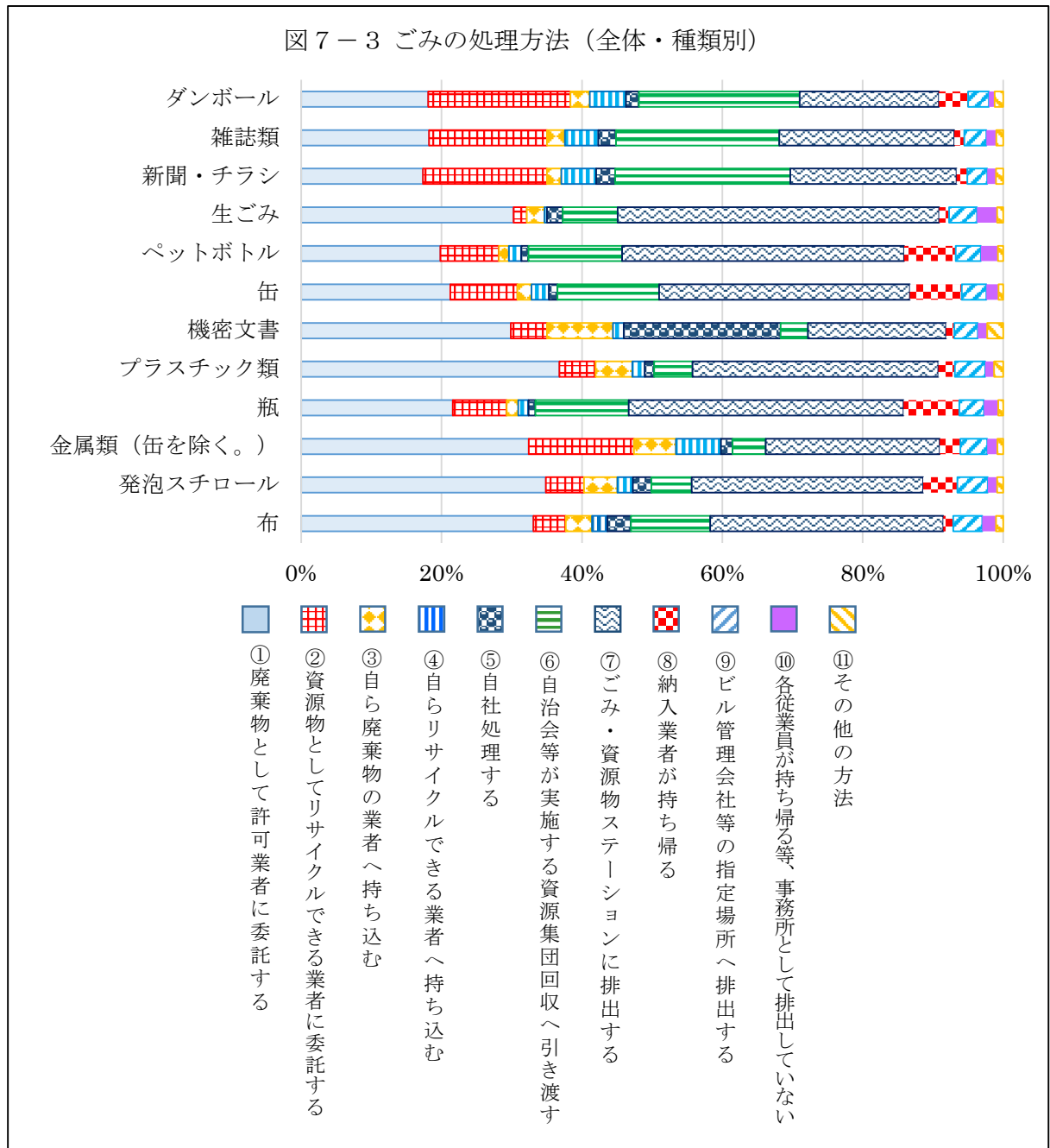


図7-3 ごみの処理方法（全体・種類別）で見ると、排出量の多い古紙類について、ダンボール、雑誌類、新聞・チラシは、「②資源物としてリサイクルできる業者に委託する」、「⑥自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す」及び「⑦ごみ・資源物ステーションに排出する」が多く、機密文書は、「①廃棄物として許可業者に委託する」及び「⑤自社処理する」が多い結果となりました。



また、図7-4、図7-5及び図7-6のとおりペットボトル、瓶及び缶については、従業員数の少ない事業所では、他のごみと同様家庭ごみルートでの処理が多いが、従業員数が多いところほど、「納入業者が持ち帰る」が多いという結果となりました。これは、規模の大きい事業所では自動販売機が設置されていることが多いことが予想され、飲料の納品業者が、空き容器を持ち帰り処理しているためと考えられます。

図7-4 ごみの処理方法（従業員数10人以下）

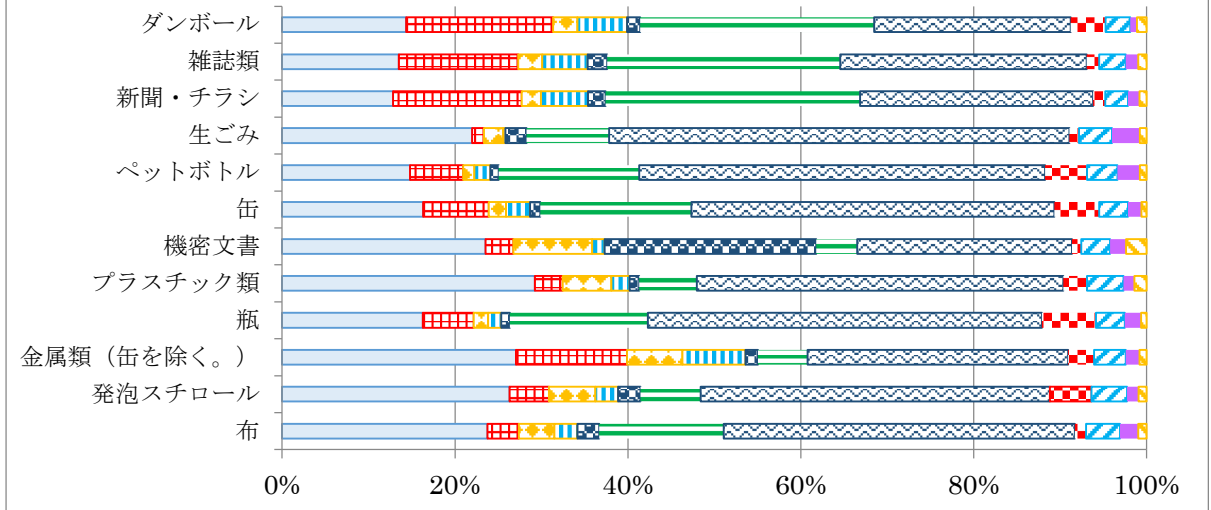


図7-5 ごみの処理方法（従業員数11～100人）

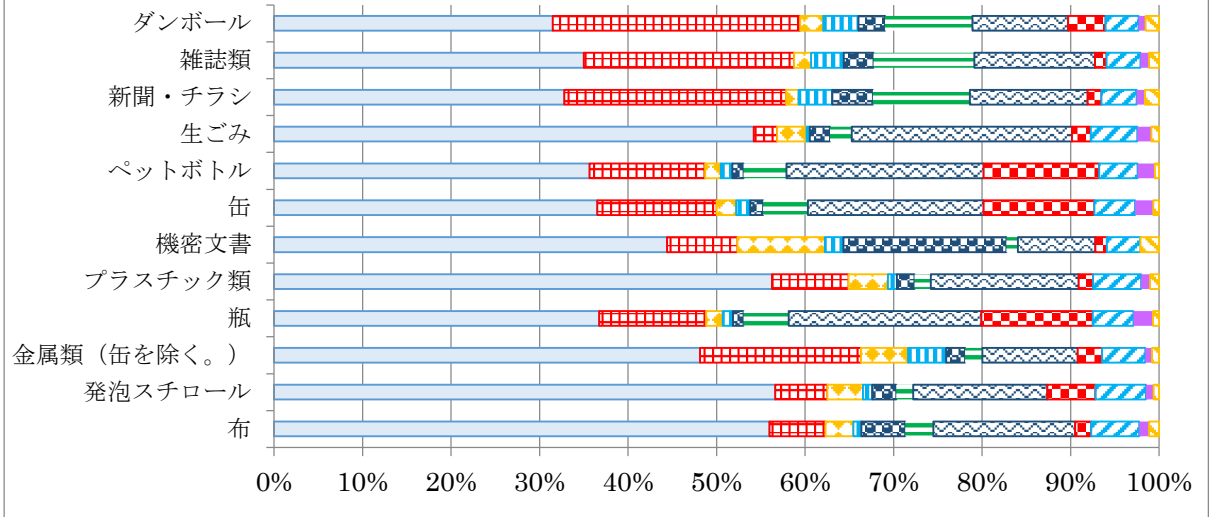
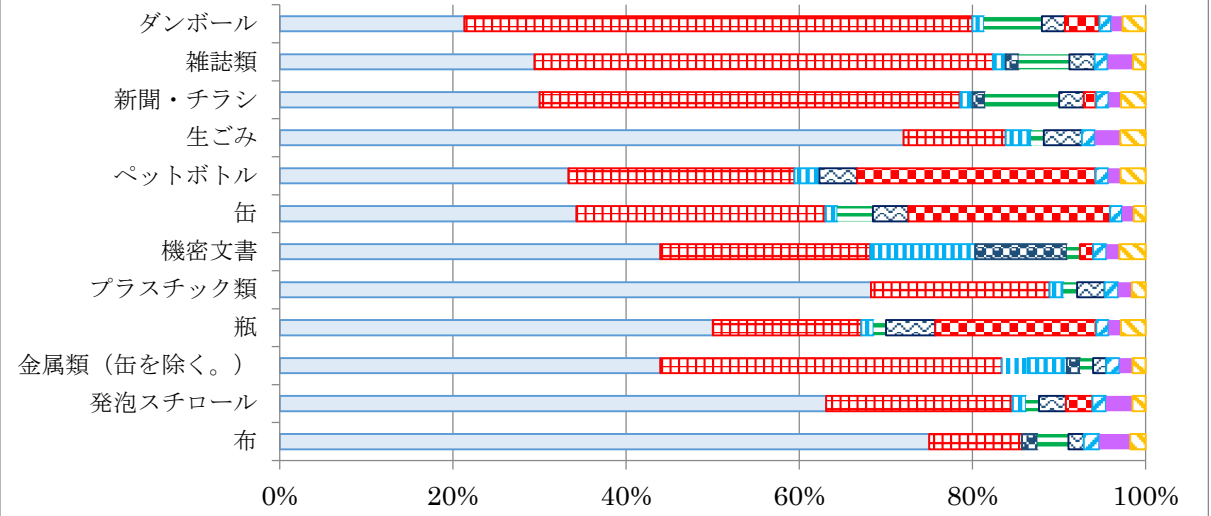


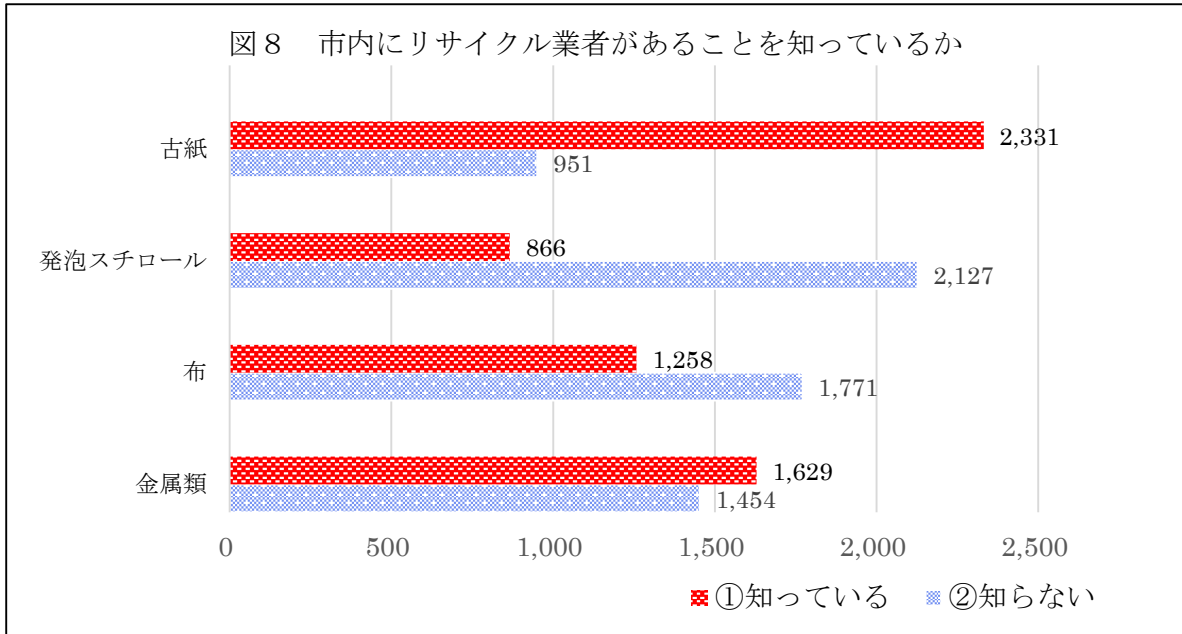
図7-6 ごみの処理方法（従業員数101人以上）



問8 市内のリサイクル業者の把握について

市内のリサイクル業者の把握について、図8に示します。古紙と金属類については、「知っている」が「知らない」を上回っていましたが、発泡スチロールと布については、「知らない」が「知っている」を上回っていました。

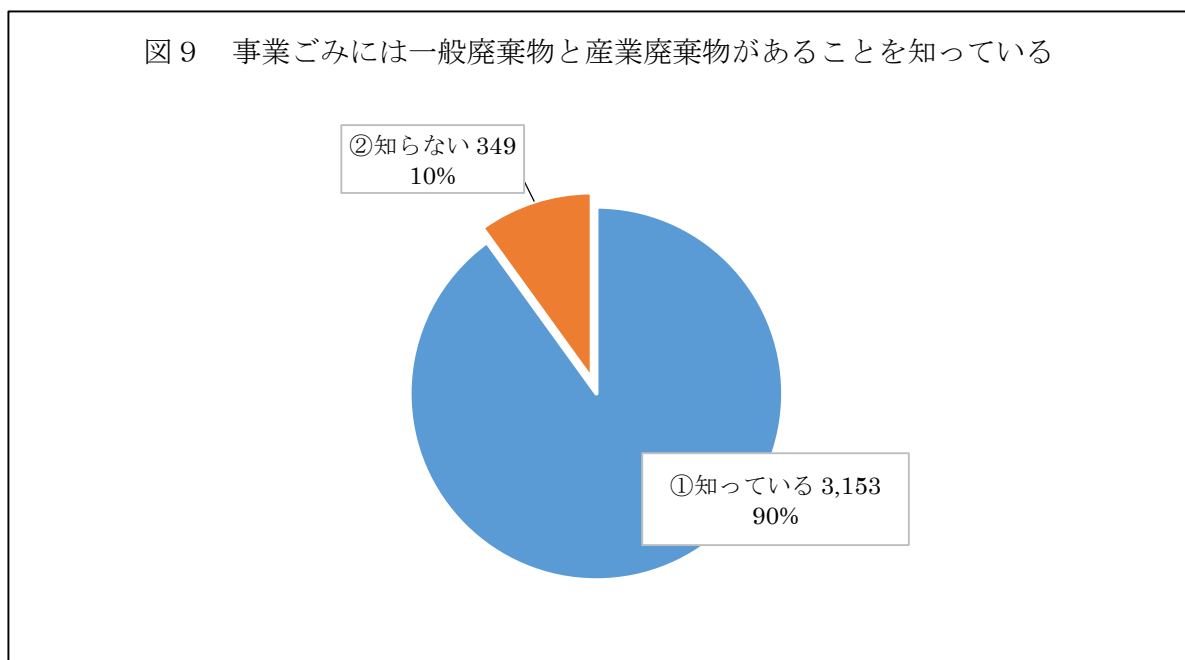
[有効回答数 3,282 無回答は除外した。]



問9 事業所から出るごみには、一般廃棄物と産業廃棄物があることについて

事業所から出るごみには、一般廃棄物と産業廃棄物があることについては、図9のとおり「知っている(90%)」が多い結果となりました。

[有効回答数 3,502 無回答は除外した。]

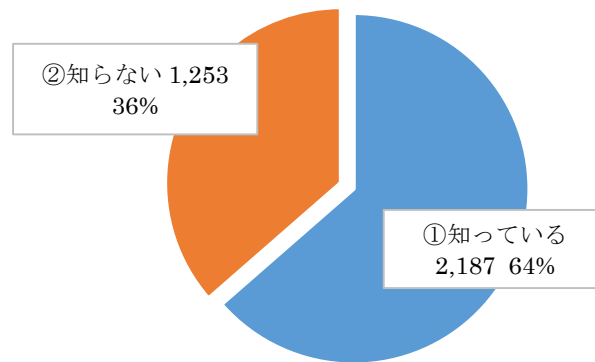


問 10 産業廃棄物を処理する場合の、マニフェストの交付や処理委託契約書締結の義務について

産業廃棄物を処理する場合の、マニフェストの交付や処理委託契約書締結の義務について、図 10 のとおり 64%の事業者が「知っている」と回答しました。

[有効回答数 3,440 無回答は除外した。]

図 10 産業廃棄物の処理手順を知っているか

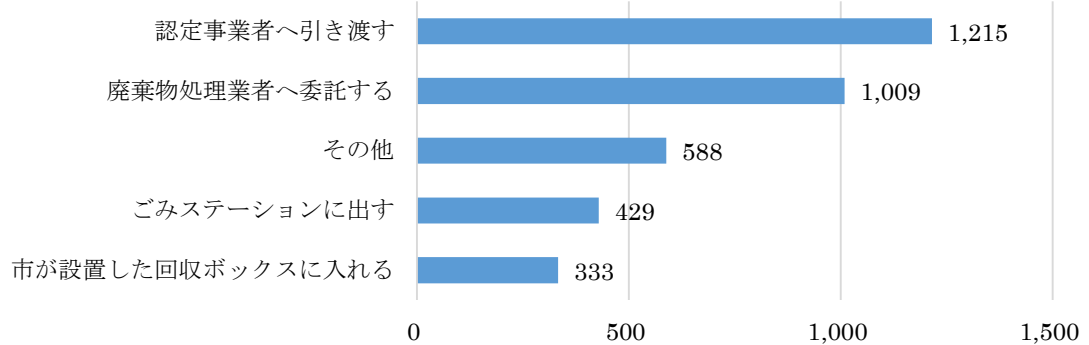


問 11 使用済小型家電製品の処理方法について(複数回答可)

使用済小型家電製品の処理方法について、図 11 のとおり事業ごみの処理として適正な方法である「認定事業者へ引き渡す」「廃棄物処理業者へ委託する」の回答数が多かった一方で、家庭ごみの処理方法である「ゴミステーションに出す」「市が設置した回収ボックスに入れる」の回答も一定数ありました。

[有効回答数 3,574 無回答は除外した。]

図 11 使用済み小型家電製品の処理方法

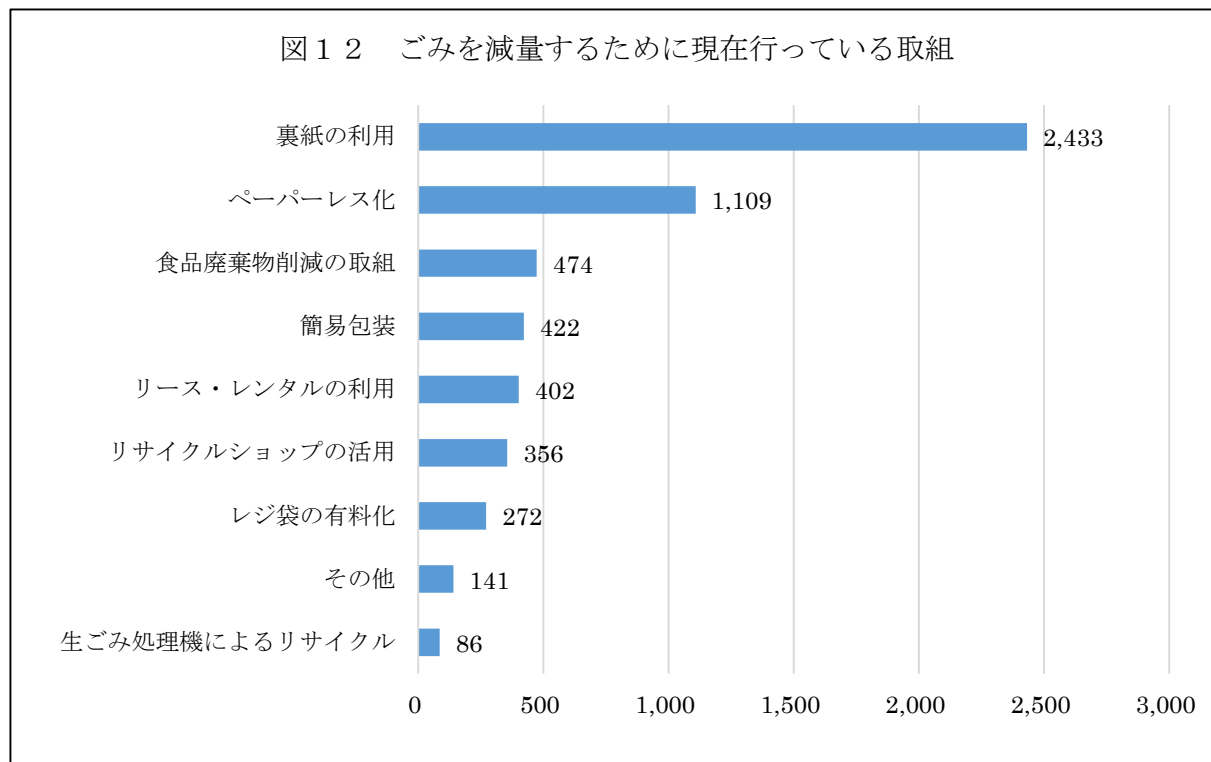


(3) 事務所のごみ減量及び適正処理

問 12 ごみを減量するために、現在行っている取組について(複数回答可)

ごみを減量するために、現在行っている取組について質問したところ、回答が多かったのは「裏紙の利用 (2,433 件)」と「ペーパーレス化 (1,109 件)」で、「簡易包装の実施(422 件)」を含め、紙ごみの減量のための取組が行われています。

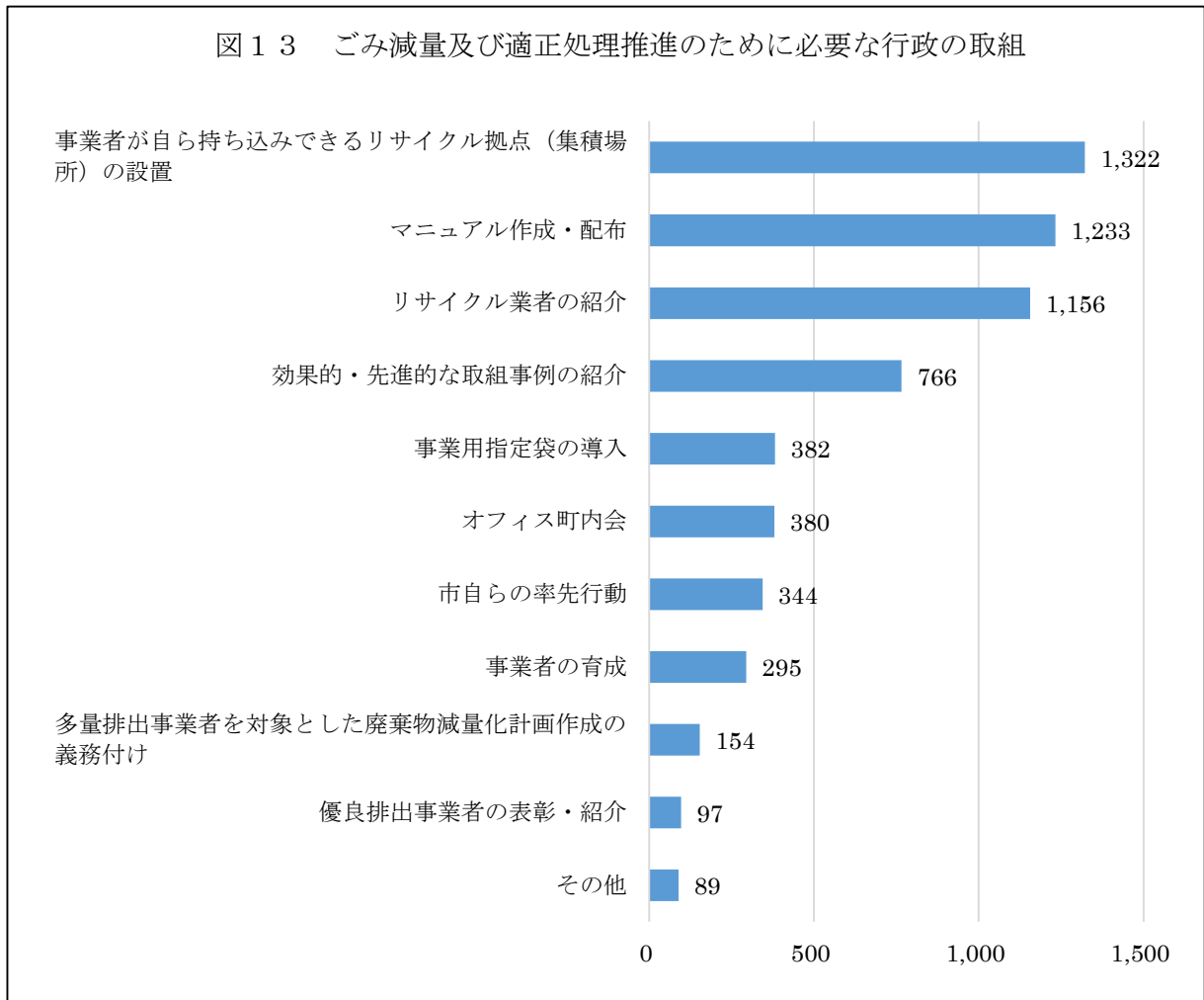
[有効回答数 5,695 無回答は除外した。]



問 13 ごみ減量及び適正処理推進のために必要な行政の取組について(複数回答可)

ごみ減量及び適正処理推進のために必要な行政の取組については、図 1 3 のとおり「事業者が自ら持ち込みできるリサイクル拠点(集積場所)の設置(1,322件)」、「マニュアル作成・配布(1,233件)」、「リサイクル業者の紹介(1,156件)」が多い結果となりました。

[有効回答数 6,218 無回答は除外した。]



(4) ごみ処理等に関する意見

ごみ処理等に関する意見について、250 件余りの記載がありました。主だった意見について内容により分類し、次のとおり整理しました。

周知広報

- 市全体で多額のごみ処理費用が掛かることを、市民にもっと周知すべき。
- ごみ減量のため、分別の必要性等に関し、事業者向け講習会を希望する。
- リサイクルの意識や協力・常識を高めるようにしてほしい。

情報に関して

- 事業ごみの処理やリサイクルの方法が分からない（機密文書、粗大ごみ、小型家電、古着の活用方法）。
- 処理マニュアルを希望する。
- 相談や問合せのあった案件事例を掲載し、処理方法が分かるサイトを開設してほしい。
- 処理先がなく困っている（墓石、DMポスティングチラシ、木枠、蛍光灯）。
- 処理委託する際、業者を選ぶための処理料金等の情報が欲しい。
- 優良な処理例を示してほしい。
- 処理業者の紹介を望む。

ごみ処理の在り方

- リサイクル品が常時持込みができるステーションの設置をお願いしたい。
- リサイクル拠点が地区ごとにあるべき。
- 古紙等の資源物は、事業ごみであっても市が回収すべき。
- 古紙は焼えるごみとして処分するのではなく、リサイクルにまわすべき。
- 横浜市がごみの選別種類を細かく取り決めた結果、焼却場を3か所廃止し合理化できた。呉市でも検討してはどうか。
- プラスチックは紙と一緒に燃やさず、分別してリサイクルすべき。
- 広島市のような機密文書処理システムを導入してはどうか。
- 発砲スチロールのリサイクル代について、製造者に負担させるようにできないか。
- リサイクル活動を推進するために、エコキャップ回収活動のような社会的な貢献事業とセットにすることも一案
- 呉市は、環境先進都市を指向すべき。市議会議員が率先して環境保全都市宣言をした上、条例を作れば良い。自治体財政のためにもごみ減量化を推進し、個人もできるだけ減量化への努力をしなくてはならない。
- 市民一人一人、事務所及び市の3者がごみの減量について意識を持つことが一番大切

小規模事業者対策

- 小規模事業者は、事業ごみ処理の指導対象から除外すべきではないか。
- (産業廃棄物について)事業者の規模によって、市施設での受入れを可としてほしい。
- 小規模事業者への取組が必要

市ごみ処理施設の受入れ

- 処理費が掛かっても良いので粗大ごみ（産業廃棄物）を市施設で受け入れてほしい。
- 市施設で産業廃棄物が排除され、民間業者に委託するようになって、処理費用が増えた。
- 音戸日附での受入れがなくなり、広まで行かなくてはならない。

処理料金

- 一般廃棄物処理業者の収集区域が限定されており競争がなく、処理料金が高い。
- 処理料金を安くしてもらいたい。
- 呉市民に理解を求めて、ごみ手数料を値上げすれば良い。

(5) まとめ

アンケート結果から、回答のあった事業所のうち6割が従業員数5人以下の事業所で、そのうちの約半数が住居を併設していました。また、1か月のごみ発生量が50kg未満の事業所の約8割は、従業員数5人以下の事業所でした。

事業所から多く排出されるごみの種類については、ダンボールや雑誌類などの古紙が多く、ペットボトル、缶などと併せると上位はいわゆる資源物が多くなっていました。

ごみの処理方法については、事業所規模による違いがはっきりと現れており、規模の大きい事業所では、おおむね事業ごみの適正ルートで処理されていますが、規模が小さくなるほど家庭ごみルート（ごみステーション、資源集団回収）の処理が多くなっていました。

自由記載の意見欄では、処理方法、処理先、処理料金などの情報提供を望む意見が多くありました。

また、ごみ処理に多額の費用が掛かることを知り、分別を今以上に細分化してリサイクルを進め、市民や事業者が協力してもっと積極的にごみ減量に取り組むべきとの意見や、市が徴収するごみ処理手数料を値上げする提案がありました。

一方で、ごみ処理の費用負担を少なくしたい、事業所の近くに常時ごみやリサイクル品の持込みができる場所があると良い、産業廃棄物であっても市の処理施設で受け取って欲しいなど、ごみや資源物が出しやすい環境整備を望む意見が多くありました。

以上のことから、事業ごみの減量及び適正処理の推進について、次のとおり検討していくこととします。

	取 組 (案)	ねらい
1	呉市のごみ処理の実態、ごみ減量の意義・必要性などについての周知広報の充実	事業者の理解を深め、納得の上、市政への協力を得る。
2	ごみ減量及び適正処理についての処理マニュアル作成、市政だより・ホームページ活用による情報提供 (業者紹介、処理委託方法、法規制、優良事例紹介など)	リユース・リサイクルを優先させつつ、ごみを出しやすい環境を整備し、事業者の自主的な取組を促す。
3	小規模事業者対策の検討	少量排出者の負担軽減

2. 資料

(1) アンケート調査票

貴事業所の概要について伺います。該当する番号に○をつけてください。

問1 業種について（主なものを1つ選んでください。）

- ①農業、林業 ②漁業 ③鉱業、砕石業、砂利採取業 ④建設業 ⑤製造業
 ⑥電気・ガス・水道業 ⑦情報通信業 ⑧運輸業、郵便業 ⑨卸売業・小売業
 ⑩金融・保険業 ⑪不動産業、物品賃借業 ⑫学術研究、専門・技術サービス業
 ⑬宿泊業、飲食サービス業 ⑭生活関連サービス業、娯楽業 ⑮教育、学習支援業
 ⑯医療・福祉 ⑰複合サービス業（郵便局、協同組合） ⑱サービス業（他に分類されないもの）
 ⑲その他（)

問2 従業員数について（アルバイト、役員等を含め事業所内で働いている人数全て）

- ①5人以下 ②6～10人 ③11～20人 ④21～30人
 ⑤31～50人 ⑥51～100人 ⑦101～500人 ⑧501人以上

問3 住居の併設について

- ①併設している
 ②併設していない

問4 事業所の延べ床面積について


() m²（住居が併設されている場合は、事業所部分のみの面積）

ごみ処理及びリサイクルについて伺います。該当する番号に○をつけてください。

問5 1ヶ月に発生するごみの量について

- ①50kg未満 ②50～100kg未満 ③100～500kg未満
 ④500kg～1t未満 ⑤1t～5t未満 ⑥5t～10t未満
 ⑦10t～50t未満 ⑧50t～100t未満 ⑨100t以上
 ⑩分からない

ごみ量の目安



×10袋で約50kg
450

問6 事業所から多く排出されるごみの種類について（主なもの3つに○をつけてください）

①ダンボール	②新聞紙・チラシ	③雑誌類 ※1	④機密文書 ※2	⑤発泡スチロール
⑥布	⑦金属類(缶を除く)	⑧缶	⑨びん	⑩ペットボトル
⑪生ごみ	⑫プラスチック類 (ペットボトル、発泡スチロールを除く)		⑬その他()	

※1 厚紙、プリンター用紙、メモ用紙、フラットファイル、パンフレット、紙袋等

※2 個人情報等が記載された文書

問7 主に発生するごみの処理方法について

ごみの種類		古紙			機密文書	発泡スチロール	布	金属類(缶を除く)	缶	びん	ペットボトル	生ごみ	プラスチック類 (ペットボトル, 発泡スチロールを除く)
		ダンボール	新聞・チラシ	雑誌類									
委託 処理	①廃棄物として許可業者に委託する												
	②資源物としてリサイクルできる業者に委託する												
自社 処理	③自ら廃棄物の業者へ持ち込む												
	④自らリサイクルできる業者へ持ち込む												
	⑤自社処理する												
家庭 ごみ ルート	⑥自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す												
	⑦ごみ・資源物ステーションに排出する												
その他	⑧納入業者が持ち帰る												
	⑨ビル管理会社等の指定場所に排出する												
	⑩各従業員が持ち帰る等, 事業所として排出していない												
	⑪上記以外の方法	記載例 びん(リユース), ペットボトル(海外へ輸出) ...etc.											

問8 呉市内に下記ごみの種類をリサイクルできる業者があることについて, 該当する欄に○をつけてください

選択肢	古紙	発泡スチロール	布	金属類(缶を除く)
①知っている				
②知らない				

問9 事業所から出るごみには、一般廃棄物と産業廃棄物があることについて

- ①知っている
- ②知らない

問10 産業廃棄物を処理する場合、管理票（マニフェスト）の交付や処理委託契約締結の義務について

- ①知っている
- ②知らない

★産業廃棄物の処理の方法については、呉市のHPをご覧ください。

呉市 産業廃棄物

検索

問11 使用済み小型家電製品（ノートパソコン、FAX、携帯電話等）の処理方法について（複数回答可）

- ①認定事業者 ※3 に処理を委託している
- ②廃棄物処理業者に処理を委託している
- ③支所等に設置している、小型家電回収ボックスに入れている
- ④ごみステーションに出している
- ⑤その他

※3 以下の3つの要件を全て満たしている、国の認定を受けた事業者のこと

1. 有用金属を回収できるリサイクル技術
2. 広域を対象とし、継続的にリサイクルを行う経営基盤
3. 国内でのリサイクルシステムの完備

事業所のごみ減量及び適正処理について伺います。該当する番号に○をつけてください。

問12 ごみを減量するために、現在行っている取組について（複数回答可）

- ①食品廃棄物削減の取組（食べ残しが出にくいメニューの設定、食材の在庫管理の徹底等）
- ②裏紙の利用
- ③ペーパーレス化 ※4
- ④簡易包装を実施している
- ⑤レジ袋の有料化
- ⑥リサイクルショップの活用
- ⑦リース・レンタルの利用
- ⑧生ごみ処理機によるリサイクル
- ⑨その他

※4 データや資料を紙に印刷して保管・共有・閲覧等することをやめて、コンピュータシステム上でのファイルの操作や画面表示で代替しようとする試みのこと

問 13 ごみ減量及び適正処理推進のために必要な行政の取組について（複数回答可）

- ①マニュアル作成・配布
- ②効果的・先進的な取組事例の紹介
- ③リサイクル業者の紹介
- ④事業者が自ら持ち込みできるリサイクル拠点（集積場所）の設置
- ⑤オフィス町内会（協同でゴミや資源物を回収する仕組み）の設立
- ⑥リサイクルが進んでいない品目（食品残渣等）を取り扱う事業者の育成
- ⑦事業用指定袋の導入
- ⑧優良排出事業者の表彰・紹介
- ⑨多量排出事業者を対象とした廃棄物減量化計画作成の義務づけ
- ⑩市自らの率先行動
- ⑪その他

()

ごみの処理等に関してご意見がありましたらご記入ください。

ふりがな
事業所名，住所，担当者名，連絡先をご記入ください。

ふりがな
事業所名 :
住 所 :
担当者名 :
連 絡 先 : TEL
 : E-mail

質問は以上で終了です。アンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

○ご質問・お問い合わせ先

呉市 環境部 環境政策課 廃棄物グループ

TEL 0823-25-3302

E-mail kansei@city.kure.lg.jp

(2) アンケート集計結果（実数）

○ 事業所の概要

問1 業種について P1 図1に記載

問2 従業員数について P2 図2-1に記載

問3 住居の併設について P3 図3-1及び図3-2に記載

問4 事業所の延べ床面積について P4 図4に記載

○ ごみ処理及びリサイクル

問5 1か月に発生するごみの量について P5 図5-1に記載

1か月に発生するごみの量と従業員数の関係（図5-2）

	①5人 以下	②6 ～10 人	③11 ～20 人	④21 ～30 人	⑤31 ～50 人	⑥51 ～100 人	⑦101 ～500 人	⑧501 人 以上
①100 t 以上						1		1
②50～100 t 未満							3	
③10～50 t 未満			1	2	5	3	9	2
④5～10 t 未満	2	1	2	2	2	6	8	1
⑤1～5 t 未満	9	7	16	14	16	20	15	1
⑥500～1 t 未満	15	17	24	9	11	17	5	
⑦100～500 kg 未満	103	101	90	45	25	15	5	
⑧50～100 kg 未満	264	156	74	28	13	2	3	
⑨50 kg 未満	1,687	287	121	32	30	10	5	
計								

問6 事業所から多く排出されるごみの種類について P7 図6に記載

問7 主に発生するごみの処理方法について

ごみの処理方法（全体）（図7-1）

ごみの処理方法（全体）	回答数	割合
①廃棄物として許可業者に委託する	7,392	24%
②資源物としてリサイクルできる業者に委託する	4,831	15%
③自ら廃棄物の業者へ持ち込む	1,000	3%
④自らリサイクルできる業者へ持ち込む	904	3%
⑤自社処理する	973	3%
⑥自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す	4,055	13%
⑦ごみ・資源物ステーションに排出する	9,223	29%
⑧納入業者が持ち帰る	1,127	4%
⑨ビル管理会社等の指定場所へ排出する	1,052	3%
⑩各従業員が持ち帰る等, 事務所として排出していない	494	2%
⑪その他の方法	298	1%
計	31,349	100%

ごみの処理方法（全体・従業員数別）（図7-2）

	①10人 以下	②11～ 100人	③101人 以上
①廃棄物として許可業者に委託する	3,625	2,907	373
②資源物としてリサイクルできる業者に委託する	1843	996	248
③自ら廃棄物の業者へ持ち込む	734	229	10
④自らリサイクルできる業者へ持ち込む	726	150	14
⑤自社処理する	663	262	11
⑥自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す	3,576	368	26
⑦ごみ・資源物ステーションに排出する	7,828	1,107	25
⑧納入業者が持ち帰る	559	358	56
⑨ビル管理会社等の指定場所へ排出する	727	312	12
⑩各従業員が持ち帰る等，事務所として排出していない	369	83	16
⑪その他の方法	207	72	18

ごみの処理方法（全体・種類別）（図7-3）

	①廃棄物として許可業者に委託する	②資源物としてリサイクルできる業者に委託する	③自ら廃棄物の業者へ持ち込む	④自らリサイクルできる業者へ持ち込む	⑤自社処理する	⑥自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す	⑦ごみ・資源物ステーションに排出する	⑧納入業者が持ち帰る	⑨ビル管理会社等の指定場所へ排出する	⑩各従業員が持ち帰る等，事務所として排出していない	⑪その他の方法
ダンボール	606	679	92	172	62	767	664	139	99	28	40
雑誌類	540	497	76	141	75	688	739	42	93	42	29
新聞・チラシ	516	525	60	148	80	742	704	45	84	38	30
生ごみ	785	49	65	9	59	203	1,187	37	103	75	22
ペットボトル	538	226	38	48	28	361	1,088	200	97	66	20
缶	586	264	55	68	34	399	985	205	96	48	18
機密文書	579	100	182	30	433	76	381	23	65	26	44
プラスチック類	747	105	106	36	27	111	711	48	88	26	26
びん	568	201	44	38	26	349	1,029	209	92	54	18
金属類（缶を除く）	672	310	124	133	34	98	514	61	79	30	17
発泡スチロール	664	103	91	42	50	109	628	93	82	26	16
布	591	82	67	39	60	202	593	25	74	35	18

ごみの処理方法（従業員数 10 人以下）（図 7-4）

	① 廃棄物として許可業者に委託する	② 資源物としてリサイクルできる業者に委託する	③ 自ら廃棄物の業者へ持ち込む	④ 自らリサイクルできる業者へ持ち込む	⑤ 自社処理する	⑥ 自治会等が実施する資源集約回収へ引き渡す	⑦ ごみ・資源物ステーションに排出する	⑧ 納入業者が持ち帰る	⑨ ビル管理会社等の指定場所へ排出する	⑩ 各従業員が持ち帰る等、事務として排出しない	⑪ その他の方法
ダンボール	355	421	70	142	38	670	563	100	70	20	27
雑誌類	298	306	61	116	50	596	630	32	68	32	21
新聞・チラシ	283	327	49	120	45	648	594	31	58	29	18
生ごみ	417	26	42	5	46	181	1,010	21	72	61	15
ペットボトル	290	120	26	36	19	318	920	95	69	51	15
缶	324	151	40	55	24	347	835	103	66	31	12
機密文書	308	42	119	19	320	62	325	14	44	24	31
プラスチック類	417	46	80	30	16	95	605	39	60	18	20
びん	311	112	32	29	19	305	870	119	64	36	12
金属類（缶を除く）	393	187	93	106	21	83	438	44	53	23	12
発泡スチロール	348	60	71	35	34	92	534	64	54	18	12
布	295	45	51	33	31	179	504	16	49	26	12

ごみの処理方法（従業員数 11～100 人）（図 7-5）

	① 廃棄物として許可業者に委託する	② 資源物としてリサイクルできる業者に委託する	③ 自ら廃棄物の業者へ持ち込む	④ 自らリサイクルできる業者へ持ち込む	⑤ 自社処理する	⑥ 自治会等が実施する資源集約回収へ引き渡す	⑦ ごみ・資源物ステーションに排出する	⑧ 納入業者が持ち帰る	⑨ ビル管理会社等の指定場所へ排出する	⑩ 各従業員が持ち帰る等、事務として排出しない	⑪ その他の方法
ダンボール	230	204	19	29	22	72	79	31	27	6	11
雑誌類	218	148	12	23	21	71	85	8	24	6	7
新聞・チラシ	207	158	9	24	29	69	84	10	25	6	10
生ごみ	309	15	19	2	13	14	142	12	30	9	5
ペットボトル	221	81	11	8	8	30	138	81	27	12	3
缶	230	85	14	10	9	32	125	79	29	13	4
機密文書	234	42	52	11	97	7	46	7	20	0	11
プラスチック類	279	43	22	5	10	9	83	8	27	5	5
びん	216	71	11	7	7	30	128	74	27	13	4
金属類（缶を除く）	246	93	27	22	11	10	55	14	25	4	4
発泡スチロール	269	28	19	5	13	9	72	26	27	4	3
布	248	28	14	4	22	14	71	8	24	5	5

ごみの処理方法（従業員数 101 人以上）（図 7-6）

	① 廃棄物として許可業者に委託する	② 資源物としてリサイクルできる業者に委託する	③ 自ら廃棄物の業者へ持ち込む	④ 自らリサイクルできる業者へ持ち込む	⑤ 自社処理する	⑥ 自治会等が実施する資源集団回収へ引き渡す	⑦ ごみ・資源物ステーションに排出する	⑧ 納入業者が持ち帰る	⑨ ビル管理会社等の指定場所へ排出する	⑩ 各従業員が持ち帰る等、事務所として排出していない	⑪ その他の方法
ダンボール	16	44	0	1	0	5	2	3	1	1	2
雑誌類	20	36	0	1	1	4	2	0	1	2	1
新聞・チラシ	21	34	0	1	1	6	2	1	1	1	2
生ごみ	49	8	0	2	0	1	3	0	1	2	2
ペットボトル	23	18	0	2	0	0	3	19	1	1	2
缶	25	21	0	1	0	3	3	17	1	1	1
機密文書	29	16	8	0	7	1	0	1	1	1	2
プラスチック類	43	13	0	1	0	1	2	0	1	1	1
びん	35	12	0	1	0	1	4	13	1	1	2
金属類（缶を除く）	29	26	2	3	1	1	1	0	1	1	1
発泡スチロール	41	14	0	1	0	1	2	2	1	2	1
布	42	6	0	0	1	2	1	0	1	2	1

問 8 市内のリサイクル業者の把握について P11 図 8 に記載

問 9 事業所から出るごみには、一般廃棄物と産業廃棄物があることについて P11 図 9 に記載

問 10 産業廃棄物を処理する場合、マニフェストの交付や処理委託契約書締結の義務があることについて P12 図 10 に記載

問 11 使用済み小型家電製品の処理方法について P12 図 11 に記載

○ 事業所のごみ減量及び適正処理

問 12 ごみを減量するために現在行っている取組について P13 図 12 に記載

問 13 ごみ減量及び適正処理推進のために必要な行政の取組について P14 図 13 に記載